



大分県地域防災計画の修正案の概要



大分県生活環境部
防災局 防災対策企画課



大分県地域防災計画の位置付け

災害対策基本法

- ・国民の生命や身体、財産等を災害から保護するため、公共機関の体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な防災行政の整備・推進を図る。

防災基本計画(災害対策基本法第34条)

- ・中央防災会議(会長:内閣総理大臣)が作成。
- ・災害や災害防止に関する研究の成果、災害応急措置の効果を踏まえて毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならない。

大分県地域防災計画(災害対策基本法第40条)

- ・大分県防災会議が防災基本計画に基づき作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正。
- ・県や関係機関の役割を明確にして災害対応体制を整備し、住民の生命、財産を保護することを目的としている。

地震・津波対策編

- ・地震災害
- ・津波災害

風水害等対策編

- ・豪雨・台風災害
- ・その他の気象災害
- ・火山災害

事故等災害対策編

- ・海上災害
- ・航空機災害
- ・鉄道災害
- ・道路災害
- ・放射性物質事故
- ・危険物等災害
- ・大規模火災
- ・林野火災
- ・その他の災害

市町村地域防災計画(災害対策基本法第42条)

- ・市町村防災会議が防災基本計画に基づき作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正。
- ・都道府県の地域防災計画に抵触するものであってはならない。



大分県地域防災計画修正案の概要

主な修正項目

1. 国の防災基本計画の修正内容の反映

- ① 災害中間支援組織の育成・強化
- ② 長周期地震動階級に係る情報伝達
- ③ 障がい者の情報取得等に係る施策の推進

2. 県等の防災関連施策の進展による修正

- ① 安否不明者の氏名等公表に関する方針の見直し
- ② 災害時備蓄物資の品目
- ③ 緊急車両確認証標章等の事前交付
- ④ 地震・津波アクションプランの計画期間延長の反映





国の防災基本計画の修正内容の反映

① 災害中間支援組織の育成・強化 (地震・津波編第3部 第2章 第13節、風水害対策編第3部 第2章 第13節 など)

【背景】

- ・佐賀県は、令和元年豪雨災害時、行政・社協・NPO等の連携が不十分で、被害状況や支援活動の情報共有等がうまくいかず、円滑な被災者支援に支障が生じた。
- ・このため、行政・社協・SPF(災害中間支援組織)は、平時から意見交換し、令和3年豪雨災害時にはモレ・ムラのないきめ細やかな支援が実施できた。
- ・国は、官民連携による被災者支援の充実・強化を図るため、全都道府県に「災害中間支援組織」の設置を目指し令和5年度からモデル事業開始。

※設置・機能強化に必要な知見等の把握・収集に参考となる佐賀県等

〈官民連携（三者連携）の体制（例）〉



【県修正案】

- ・現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、**災害中間支援組織の育成等**に努めるとともに、**被災者支援団体相互**の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。



国の防災基本計画の修正内容の反映

② 長周期地震動階級に係る情報伝達 (地震・津波編 第3部第2章第4節)

【背景】

- ・巨大地震発生時、長周期地震動により高層ビルが大きく長く揺れることで、人命に係る重大な災害が起こるおそれがあるため、気象庁は令和5年2月より、緊急地震速報(警報)の発表基準に長周期地震動階級(固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内での被害の程度を4段階に区分した揺れの大きさの指標)を追加。

【県修正案】

- ・県民に伝達する情報として、長周期地震動階級を追記
地震情報・・・震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、
各地の震度に関する情報、長周期地震動階級に関する情報

③ 障がい者の情報取得等にかかる施策の推進 (地震・津波編 第2部第4章第4節 など)

【背景】

- ・障がいがあることで日常生活や災害時に必要な情報を得にくい「情報格差」の解消を目指す、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年5月に施行され、基本的施策の1つに、「防災・防犯、緊急の通報」が示されている。

【県修正案】

- ・要配慮者、(中略)、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備充実等を図る。



県等の防災関連施策の進展による修正

① 安否不明者の氏名等公表に関する方針の見直し(各編 第3部第4章第9節)

【背景】

- ・静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩壊し、土石流が発生(死者27名、行方不明者1名)。静岡県は安否不明者の名簿を公表し、救助対象者の絞り込みにつながった。
- ・大分県では、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針」を令和4年3月末に策定。方針では、個人情報保護とのバランスも考慮し、家族の同意があり、住民基本台帳の閲覧制限がなければ、氏名、住所、年齢、性別、被災状況を基本的に公表すると記載。
- ・国は、「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」による議論とパブリックコメントを経て「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を令和5年3月に公表し、「安否不明者の氏名などについて、家族の同意がなくても公表できる」と明記。

【県修正案】

- ・災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針(令和5年8月29日伺定)」に基づいて行うものとする。

〈見直し後の公表基準〉

被災者区分	救助・捜索の効率化	住基台帳閲覧制限なし等	家(遺)族の同意	公表・非公表
安否不明者 行方不明者	○	○	—	公表
	○	×	—	非公表
	×	—	—	非公表
死者	—	○	○	公表
	—	○	×	非公表
	—	×	—	非公表



県等の防災関連施策の進展による修正

② 災害時備蓄物資の品目 (地震・津波編 第2部第4章第4節、風水害編 第2部第4章第3節 など)

【背景】

- ・県内における災害時備蓄物資については、各主体(県民・県・市町村)の役割や目標となる具体的な数値等を「災害時備蓄物資等に関する基本方針」で示している。
- ・令和3年の災害対策基本法改正で個別避難計画作成が市町村の努力義務になり、避難行動要支援者の避難が進むことが想定される中、基本方針における「主食、副食、飲料水」の備蓄は数量のみを定め、具体的な備蓄内容は県・市町村の裁量であることから、各主体の備蓄物資が必ずしも要配慮者への提供を考慮したものとなっていない。
- ・このため、令和5年4月に基本方針を改正し、「主食・副食・飲料水」の項目に「備蓄の一部は要配慮者への提供を考慮したものとする」を追加し、令和5年度から購入する主食・副食の一部を、要配慮者向けにも対応可能なゼリーとしている。

【県修正案】

(市町村における生活必需品等の備蓄等)

- ・県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や**要配慮者への提供**等に配慮する。



非常食用ゼリー

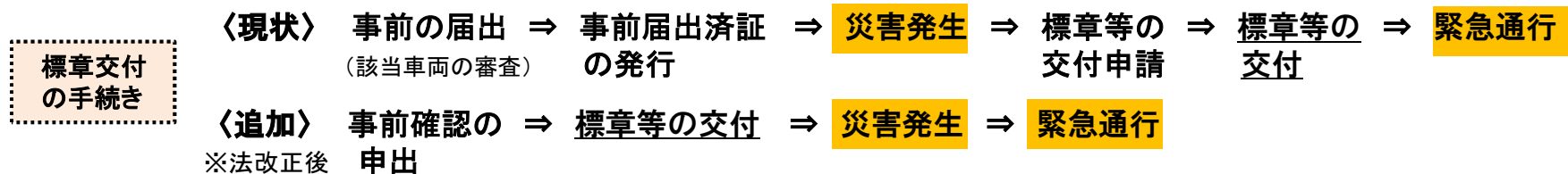


県等の防災関連施策の進展による修正

③ 緊急車両確認標章等の事前交付 (地震・津波編 第3部第2章第16節、風水害編 第3部第2章第16節など)

【背景】

- ・災害対策基本法により、都道府県公安委員会は、災害が発生した場合等において、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限ができる。
- ・近年、災害応急対策等の実施責任を有する者(指定行政機関等)が増加傾向にあり、災害発生時のみ確認を行う運用を続けると、県や公安委員会の負担の増加が危惧。
- ・このため、指定行政機関等の車両は、事前に緊急通行車両等にかかる確認を行うことができるよう、災害対策基本法施行令等が改正された(施行は令和5年9月1日)。



【県修正案】

- 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。
- 知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。
- 緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている車両については ~ 確認のため必要な審査は省略する。



最近の施策の進展を踏まえた修正

④ 大分県地震・津波防災アクションプランの計画期間延長の反映(地震・津波編 第1部第4章第2節)

【背景】

- ・平成31年3月に公表した大分県地震被害想定調査結果等を踏まえ、地震・津波等による被害の最小化を図るため、5箇年計画(大分県地震・津波防災アクションプラン、計画期間:H31~R5)を策定。具体的な目標値を設定し、重点的・集中的に取り組む。
- ・国は、南海トラフ地震の被害想定公表から10年が経過し、基本計画に基づく防災対策が進む中、最新の知見や現状の課題等を踏まえて、被害想定や基本計画を見直し中。被害想定の公表等は令和6年春頃を予定。
- ・県は、国の見直し後に調査を行い、その結果を踏まえ、新プランを令和6年度策定予定。
- ・新プランは令和7年度開始の見込みであることから、現プランの計画期間を1年間延長(終期:R5 → R6)するとともに、令和6年度の目標値を設定。

【県修正案】

- ・地震・津波対策編の「減災目標と具体的な防災・減災対策」について、**アクションプランの目標値を令和5年度数値から令和6年度数値に修正**

(修正例)

	R5目標値	R6目標値
・県民安全・安心メール及び防災アプリの登録数	149,000人	→ 158,000人
・土砂災害対策施設整備率	31.8%	→ 32.1%
・自主防災組織訓練実施率(津波想定区域内の自主防災組織等)	90%(100%)	→ 90%(100%)



近年の地域防災計画の修正概要

	修正の背景	主な修正の内容
H30	・九州北部豪雨、台風18号検証の反映	①自主防災組織など自助・共助の取組促進 ②県災害対策本部に「受援・市町村支援室」を新設 ③孤立した集落への通信手段確保
R1	・避難勧告等に関するガイドライン改定 ・中津市耶馬溪の斜面崩壊や平成30年7月豪雨検証の反映 ・県地震被害想定調査の反映	①住民避難行動を5段階のレベルに分け、情報と行動の対応を明確化 ②局所的で甚大な被害が発生した場合の現地支援 ③防災重点ため池対策 ④県内の主要な活断層の被害想定見直し
R2	・南海トラフ地震に備えた対応の追加 ・令和元年度の災害検証を踏まえた防災対策	①災害リスクと必要な行動の理解促進 ②長期停電、通信障害への対応強化 ③被災者への物資支援の充実 ④避難所における感染症対策
R3	・災害対策基本法の改正 ・新型コロナウイルス感染症対策 ・令和2年7月豪雨検証の反映	①避難勧告・避難指示の一本化 ②避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化 ③避難所における感染症対策 ④情報連絡員等の活動強化 ⑤ハザードマップを活用した防災訓練の推進
R4	・令和3年7月の大雨による災害を踏まえた修正	①盛り土対策の強化 ②安否不明者の氏名等公表 ③災害時交通マネジメント検討会の設置